

「川越市良好な環境の保全に関する基本条例」

平成18年9月25日施行!



市民や事業者の方々との協働により地球温暖化対策などを推進!

川越市 省エネシンボルキャラクター
省太くん



いわゆるポイ捨て禁止条例や地球温暖化防止条例の準備も進めているのね!

川越市 省エネシンボルキャラクター
節ちゃん

「川越市良好な環境の保全に関する基本条例」が平成18年9月25日に議会で議決され、施行されました。今後は、この条例に基づき、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進していきます。

前文

人は、豊かな自然の恵みの下に、その生命をはぐくみ、活力ある今日の社会を築いてきた。

私たちのまち川越は、荒川、入間川、伊佐沼などの水辺空間や武蔵野の面影を残す雑木林など恵まれた自然環境の下で、蔵造りの町並み、時の鐘、川越まつりなどの多くの歴史的又は文化的遺産を継承し、市民の活力と英知により今日まで発展を続けてきた。

一方、便利さや物質的な豊かさを求めて様々な資源やエネルギーを大量に消費する社会経済活動は、自然の再生能力や浄化能力を超えるような規模となり、その結果、地域の環境問題だけでなく、すべての生物の生存基盤である地球の環境を脅かすまでに至っている。

もとより、私たちは、良好な環境の下に、健康で文化的な生活を営む権利を有するとともに、このかけがえのない環境を健全で恵み豊かなものとして、将来の世代に引き継ぐ責務を有している。

ここに、私たちは、市、市民、事業者等それぞれの役割の下に、自主的かつ積極的にその責務を果たし、協働することによって、環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会を構築するとともに地球環境の保全に貢献していくため、この条例を制定する。

お問合せ先：川越市環境政策課環境推進係
〒350-8601 川越市元町1-3-1
049-224-8811 内線2613
E-mail:kankyoseisaku@city.kawagoe.saitama.jp

目的（第1章 第1条）

環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の市民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的としています。

基本理念（第1章 第3条）

環境の保全を推進するうえでの4つの基本理念を定めています。

良好な環境を確保し、将来の世代へ継承します。

生物の多様性を確保し、人と自然との共生を実現します。

市、市民、事業者及び民間団体のそれぞれの役割分担及び協働の下に推進します。

すべての事業活動及びに日常生活において地球環境の保全を推進します。

責務（第1章 第4条～第8条）

基本理念に沿って、市、市民、事業者、民間団体及び滞在者の役割や責務を明らかにしています。

施策の展開

環境の保全に関する基本方針等（第2章 第9条）

環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために5つの基本方針を定めています。

大気、水、土壌その他の環境の自然的要素を良好な状態に保持すること。

快適な都市環境を創造すること。

人と自然が共生できる健全で恵み豊かな環境を確保すること。

地球環境保全に資する社会を構築すること。

市、市民、事業者及び民間団体が環境保全に関し協働して取り組める社会を形成すること。

環境基本計画の策定等（第2章 第10条～第12条）

各種施策

環境の保全に関する施策（第3章 第13条～第27条）

環境の保全のための規制措置や財政的措置、施設の整備などについて定めています。

地球環境保全の推進（第4章 第28条～第30条）

資源の循環的利用や新エネルギーの活用などについて定めています。

附属機関の設置

環境審議会（第5章 第31条）

環境の保全に関する基本的事項を調査審議します。

委員の一部に、公募による委員を選任します。 （環境審議会に関する規定は11月1日施行）